

農業人材力強化総合支援事業等

【令和3年度予算概算決定額 20,501 (21,294) 百万円】
 (令和2年度第3次補正予算額 4,079百万円の内数)

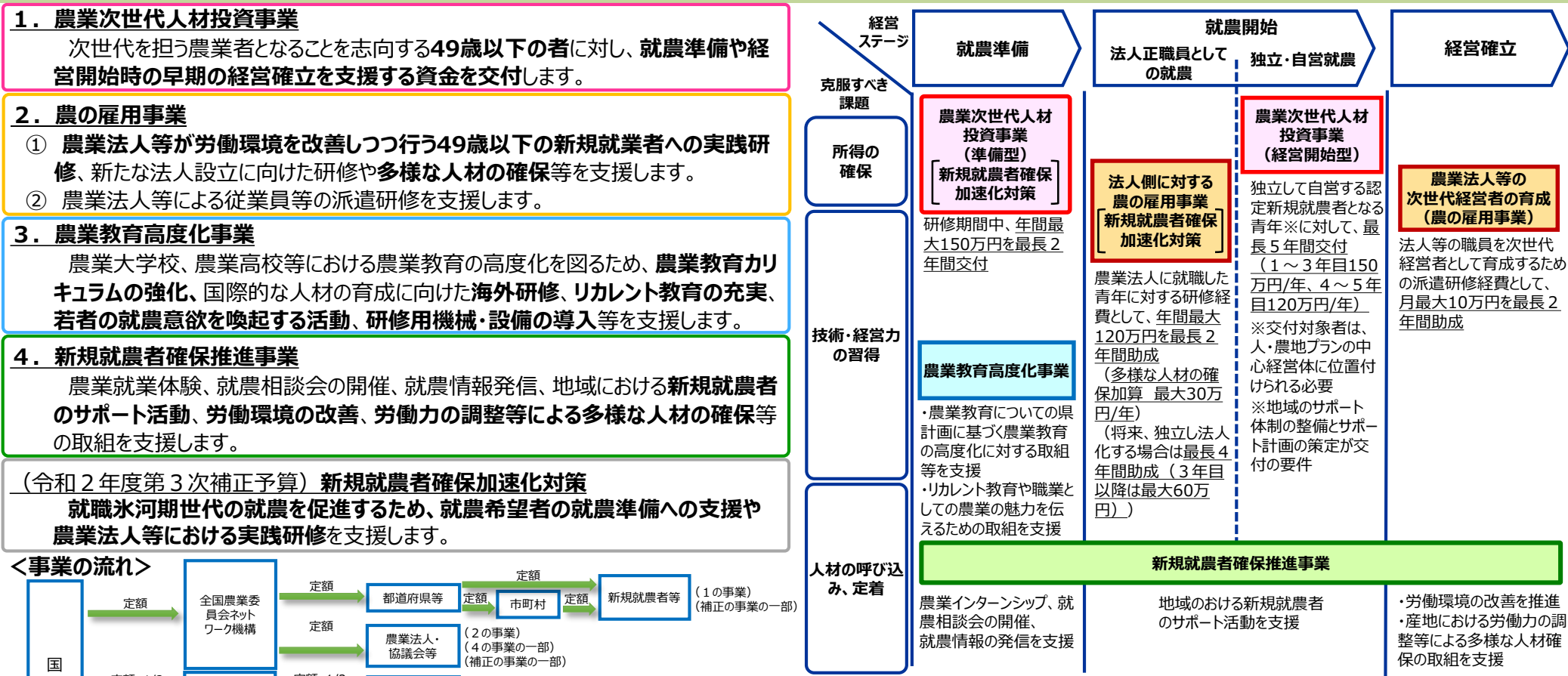
<対策のポイント>

次世代を担う人材を育成・確保するため、**就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修、労働力の調整**による人材の確保、**地域における新規就農者へのサポート活動、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等**を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大 (40万人 [令和5年まで])

<事業の全体像>



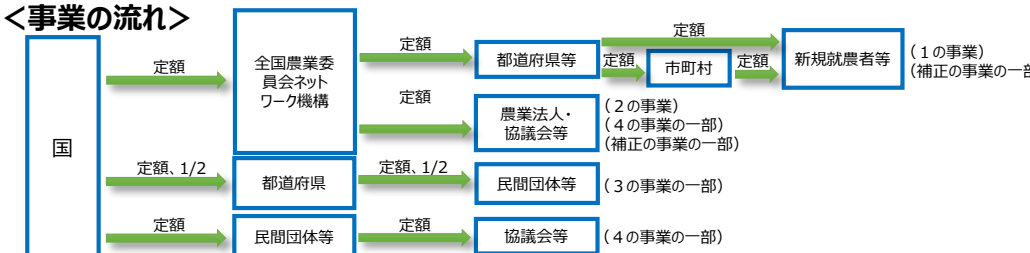
1. 農業次世代人材投資事業
 次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付**します。

2. 農の雇用事業
 ① 農業法人等が労働環境を改善しつつ行う**49歳以下の新規就業者**への**実践研修**、新たな法人設立に向けた研修や**多様な人材の確保**等を支援します。
 ② 農業法人等による従業員等の派遣研修を支援します。

3. 農業教育高度化事業
 農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、**農業教育カリキュラムの強化**、国際的な人材の育成に向けた**海外研修**、**リカレント教育の充実**、**若者の就農意欲を喚起する活動**、**研修用機械・設備の導入**等を支援します。

4. 新規就農者確保推進事業
 農業就業体験、就農相談会の開催、就農情報発信、地域における**新規就農者のサポート活動**、**労働環境の改善**、**労働力の調整**等による**多様な人材の確保**等の取組を支援します。

(令和2年度第3次補正予算) **新規就農者確保加速化対策**
就職氷河期世代の就農を促進するため、**就農希望者の就農準備への支援**や**農業法人等における実践研修**を支援します。



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

農業次世代人材投資事業

【令和3年度予算概算決定額 15,240 (16,006) 百万円】

<対策のポイント>

- ・次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。
- ・新規就農者の**早期の自立と経営発展**を促す観点から、**地域のサポート体制の充実強化**を図ります。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人 [令和5年まで]）

<事業の概要>

準備型

就農に向けて必要な技術等を習得するために**研修を受ける者**に対し、**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：最大**150万円/年**（最長**2年間**）

交付主体：都道府県
青年農業者等育成センター
市町村
農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

- 1 **独立・自営就農**※1又は**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
- 2 都道府県等が認めた研修機関等で**概ね1年以上**かつ**概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

<交付停止・返還等>

返 還

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- 3 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合
- 4 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 5 親元就農者について、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合（法人の場合は共同経営者にならなかった場合）

経営開始型

次世代を担う農業者となることを目指し、**独立・自営就農する認定新規就農者**に対し、**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：経営開始**1～3年目150万円/年**
経営開始**4～5年目120万円/年**
（最長**5年間**・前年の所得によらず**定額**）

交付主体：市町村

- 1 **認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年目までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**を策定していること
- 3 経営を継承する場合、**新規参入者と同等の経営リスク**（新規作目の導入など）を負うと市町村に認められること
- 4 **人・農地プランに中心経営体**として位置付けられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

サポート体制・中間評価

- 1 市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**
- 2 経営開始3年目終了後に、**所得水準等を含む共通の評価基準に基づき中間評価**を実施し、支援方針を決定

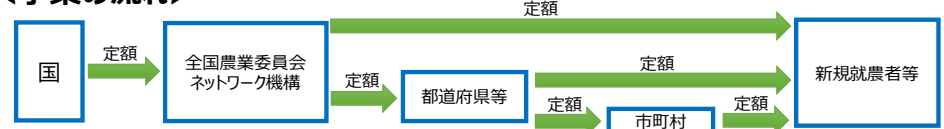
交付停止

- 1 原則、前年の世帯所得が**600万円（次世代資金含む）を超えた場合**
- 2 適切な経営を行っていない場合
- 3 中間評価において、経営発展する意欲が乏しく、所得目標の達成が見込まれないと市町村に判断された場合

返 還

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】
経営局就農・女性課
03-3502-6469

＜対策のポイント＞

青年の雇用就農及び研修後の独立就農を促進するため、農業法人等が労働環境を改善しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修や多様な人材の確保、新たな法人設立に向けた研修等を支援するとともに、農業法人等による従業員等の派遣研修を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 雇用就農者への実践研修を支援（雇用就農者育成・独立支援タイプ）

1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援
（年間最大120万円、最長2年間、多様な人材※1の確保加算 +30万円/年）

＜農業法人等の主な要件＞

- 1 正社員として雇用すること（期間の定めのない雇用契約）
- 2 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 3 労働環境の改善※2に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと



2. 農業法人の設立に向けた研修を支援（新法人設立支援タイプ）

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業法人の設立に向けて実施する研修に対して支援。第三者への経営継承を行う場合も活用可能
（年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

＜雇用就農者に関する主な要件＞

- 1 研修修了後も就農を継続する強い意欲を有する49歳以下の者であること
- 2 農業就業経験が原則5年以内であること
- 3 正社員として研修開始時点で4ヶ月以上継続して雇用されていること

3. 異業種法人等での研修を支援（次世代経営者育成タイプ）

農業法人等が、職員等を法人の次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣研修する経費を助成
（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）

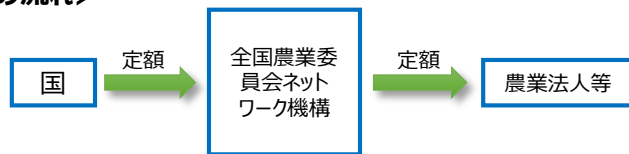
2. 新法人設立支援タイプ

＜雇用就農者に関する主な要件＞

- ・ 研修終了後1年以内に農業法人を設立する強い意欲を有すること
（基本的に雇用就農者育成・独立支援タイプの各要件も満たすことが必要）



＜事業の流れ＞



3. 次世代経営者育成タイプ

- ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること等



※1 障害者、出所者、生活困窮者

※2 休憩・休日・有給休暇の確保に取り組んだ上で、①労働時間管理、②人材育成及び評価の仕組みの導入、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上。

農業人材力強化総合支援事業のうち 農業教育高度化事業

【令和3年度予算概算決定額 549（349）百万円】

<対策のポイント>

農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、**農業教育カリキュラムの強化**、国際的な人材の育成に向けた**海外研修**、**リカレント教育**の充実、**若者の就農意欲を喚起する活動**、**研修用機械・設備の導入**等を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

1. 全国段階の取組支援

先進的かつ時勢に適応した農業知識に関する**オンライン講座の提供**、研修教育機関の**指導者向け研修**、各地域で農業を学ぶ**学生の交流・能力向上に向けたオンライン研修の実施**等を支援します。

2. 地域段階の取組支援

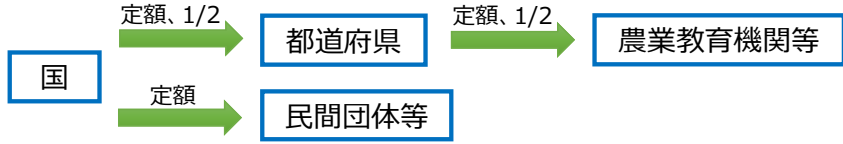
地域の担い手育成の課題等を踏まえ、**各都道府県ごとに**目指すべき農業教育の全体像を明確にした**農業教育高度化プラン**を作成。

プランの実現に向けた、**農業大学校・農業高校等の農業教育機関における農業教育の高度化、充実のための取組**を支援します。

〔事業メニュー〕

- ・スマート農業、経営管理等の**教育カリキュラムの強化**
- ・**研修用機械、設備の導入**による研修環境の改善
- ・国際的な人材育成等に向けた**海外研修**
- ・社会人への**リカレント農業教育の充実**
- ・高校等への出前授業などの**若者の就農意欲を喚起するための活動**
- ・**eラーニング導入**等学びやすい環境の整備 等

<事業の流れ>



※農業機械、設備等の購入は補助率1/2以内

<事業イメージ>

全国段階

オンライン講座
オンライン講座のコンテンツ作成・提供

指導者研修

研修機関の指導者向け研修や学生向け研修の実施

地域段階

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画（農業教育高度化プラン）を作成

〇〇県農業教育高度化プラン

- 1.地域の課題
- 2.農業教育の目的
- 3.目標
- 4.農業教育機関の役割分担・重点教育機関
- 5.高度化する農業教育及び必要な取組
 - ・スマート農業カリキュラム強化
 - ・eラーニングの導入
 - ・高校への出前授業

スマート農業のカリキュラム強化
eラーニングの導入
高校への出前授業

都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2160）

新規就農者確保推進事業

【令和3年度予算概算決定額 314 (312) 百万円】

<対策のポイント>

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、農業就業体験、地域における新規就農者のサポート活動、労働環境の改善、労働力の調整等による多様な人材の確保等**の取組を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

1. 新規就農相談・情報発信

- 新規就農に係る各種情報のホームページ等による発信、全国段階における新規就農相談活動を支援します。

2. 就農相談会

- 就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での就農相談会の開催を支援します。

3. 農業就業体験支援

- 就農希望者が自らの農業適性を確認するため、短期間の農業就業体験の実施を支援します。

4. 農業人材確保・就農サポート体制確立支援

- 地域の関係機関が連携して、新規就農者の就農検討段階から定着まで一貫した支援を行う体制の構築を支援します。
- 農業法人等における労働環境の改善を推進する取組を支援します。
- 他産業との労働力の調整等による、多様な人材の確保の取組を支援します。

<事業イメージ>

就農相談・情報発信

東京・大阪での相談会（新・農業人フェア）、全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の発信



農業就業体験

農業法人等で実際に農作業することで、仕事としての農業を体験する場を提供



地域における新規就農者サポート体制づくり

安心して新規就農できるよう、就農準備から定着まで地域によるサポート体制を整備



アルバイト等の労働力としての就業

他産業との調整等による周年での就業機会の確保、ひきこもり状態にあった方を含めた多様な人材の受け入れ体制を整備



働きやすい職場づくり

農業が仕事として選ばれやすい職業とするため、農業法人等における労働環境の改善を推進



<事業の流れ>

